

## 第9章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 サービスの質の確保・向上

第2節 介護給付適正化の推進

## 第9章 介護保険事業の適正・円滑な運営

### 第1節 サービスの質の確保・向上

#### (1) サービス提供事業者の情報提供

町内の在宅及び、施設・居住系サービス事業者や町が指定権限を有する地域密着型サービスの事業者等の情報を、シルバーハンドブックやホームページに掲載をすることで、住民の身近な場所での情報提供に取り組んでいきます。

#### (2) サービス従事者の資質向上の促進

施設職員やケアマネジャーの「更新時研修」を始めとする従事者研修への参加を促進するとともに、本町においても、「播磨町地域ネットワーク会議」や「地域ケア会議」を開催し、情報交換や新しい知識の習得を行っています。

また、給付適正化の面より、サービス従事者に対して研修会の開催やケアプラン点検を行うことで、サービス従事者の資質向上を促進します。

#### (3) 介護を担う人材の確保のための取り組み

増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、新たな担い手の養成を目的とした生活支援サポーター養成研修を継続して実施します。また、将来の担い手となる世代に対し介護サービスの周知・理解や啓発活動を行い、人材の確保を進めます。

#### (4) 共生型サービスの創設

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが介護保険と障害福祉の両制度に位置づけられたことから、利用者の状況に即した環境整備に努めていきます。

### 第2節 介護給付適正化の推進

#### (1) 適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査により一次判定を行い、介護認定審査会で一次判定結果と特記事項と主治医の意見書をもとに審査し二次判定を行います。

平成18年度（2006年度）の介護保険法改正により、要介護（要支援）認定の新規申請者の調査については原則として市町村及び事務受託法人が実施するものとされ、本町においても町職員及び事務受託法人が実施しています。

認定調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行う等、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めていきます。

## (2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランを点検しています。

利用者の自立支援を目指すものとなっているか、介護支援専門員と協議を行い、より良いケアプランの作成につなげます。

また、必要に応じてケアプランを是正及び指導を行い、介護支援専門員の資質向上を図ります。

## (3) 住宅改修等の点検

住宅改修の申請時に、書面による工事内容の点検を行っています。また、提出書類及び写真等からは現状が分かりにくいケースや改修費が高額なものは、現地調査を行うことで、不正請求の発見及び抑制を図り、介護給付費を適切に支給します。

## (4) 医療情報との突合、縦覧点検

医療情報との突合及び縦覧点検については、兵庫県国民健康保険団体連合会に業務委託をしています。医療情報との突合は、医療と介護の重複請求等の給付内容について点検しています。

また、縦覧点検について、サービスの整合性、算定回数・日数等の確認を行うことで、居宅介護支援費が請求されながらサービスの利用がない等、不適切なケースの点検をしています。

これらの事業を行うことによって、介護給付費を適切に支給するよう是正します。

## (5) 給付費通知

介護給付費通知は、利用したサービスの種類とその費用額をお知らせすることで、利用したサービスの再確認をしていただき、不正請求や誤った請求を防止するとともに適切なサービス利用について利用者の意識啓発を行っていくため、年3回実施しています。第7期計画期間中においても同様に実施し、利用者の意識啓発につとめます。

### 【主要5事業の目標値】

#### ■第7期における自立支援・重度化防止に向けた目標値

【目標4 指針1～5】 介護給付適正化主要5事業	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認定調査状況チェック	全件	全件	全件
ケアプラン点検（件）	9	12	15
住宅改修実態調査（件）	20	25	30
医療情報との突合・縦覧点検	全件	全件	全件
介護給付費通知	全件	全件	全件